

# 「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正」

## に係る意見募集（パブリックコメント）の結果

平成27年8月4日付け並びに平成27年11月6日付けで「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）」に係る意見募集（パブリックコメント）を行ったところ、計919件（第1回615件、第2回304件）の意見が提出されました。御意見の概要及び御意見に対する本県の考え方を取りまとめましたので公表します。

御協力をいただきありがとうございました。

### 1. 意見募集の方法

#### （1）募集期間：第1回

平成27年8月4日から平成27年9月7日まで

#### 第2回

平成27年11月6日から平成27年11月30日まで

#### （2）告知方法：和歌山県ホームページ等への掲載

#### （3）意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

### 2. 提出件数

意見総数 919件（第1回615件、第2回304件）

### 3. 意見の概要及び意見に対する本県の考え方

別添のとおり整理を行いました。

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課

電話：073-441-2624

FAX：073-432-1952

MAIL：e0316003@pref.wakayama.lg.jp

頂いたご意見に対する本県の考え方（見直し案の考え方を含む。）

意見	本県の考え方
<p>愛護－1 「餌やり禁止条例」に反対する。</p>	<p>和歌山県が目指しているのは、単なる餌やり禁止の条例ではなく地域猫対策の推進です。</p> <p>猫を捨てるような無責任な飼い主をなくし、殺処分される不幸な猫をなくし、人と猫が共生する社会を作りたいと考えています。</p> <p>今回、こうした考えを具現化するため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、以下の内容を条例に新たに盛り込むことを考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼い猫の野良猫化を防止するため、飼い主の遵守事項として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けます。さらに、屋内飼養に努めることとします。</li> <li>2 野良猫からの生活環境の保全対策として、地域住民の理解のもとに、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫対策を推進します。</li> <li>3 野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的には殺処分される不幸な猫を増やし、さらには周辺的生活環境に支障を生じさせることにつながっていくのを防止するため、野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととします。</li> </ol> <p>その上で、これらの義務やルールに違反している人に対しては、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p> <p>この条例改正に加え、地域猫対策を行う上で不可欠となる不妊去勢手術費用については県が助成することとし、保健所や動物愛護センターで引き取られる猫については、ボランティアの方々との協働による譲渡の推進を図っていきたいと考えています。</p>

<p>愛護－２</p> <p>餌やり禁止を条例に盛り込むべきではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>野良猫に反復又は継続して餌を与えるだけの行為は、結果的に殺処分される不幸な猫を増やすことにつながっていき、さらには放置された餌そのものや、集まった猫に起因する生活環境への支障が生じる要因となります。</p> <p>さらに、集まった猫により繁殖過多となり支障が拡大することも懸念されます。現時点では餌やりによる生活環境への支障が生じていなくても、繁殖過多となった野良猫による支障が生じた後になってから給餌等を禁止しても、既に繁殖した野良猫についての責任を行為者に負わせることは現行法令上、困難である一方、それらの猫は存在するという状況に陥ります。</p> <p>これを未然に防ぐために、餌やりのルール化を図っていきたいと考えています。</p>
<p>愛護－３</p> <p>野良猫に餌を与える愛護感情を尊重すべきではないか。餌やり禁止により情操教育に悪影響が出ないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>野良猫に関しては、自然繁殖、鳴き声、悪臭など生活環境への影響が問題になっています。野良猫に対し、「かわいそう」等といった感情から無秩序に餌をやる行為が、結果的に殺処分される不幸な猫を増やし、さらに生活環境の保全上の支障を生じさせることにつながっていきます。</p> <p>また、飼い主に対し、責任を持って飼うことの大切さも伝えていく必要があると考えます。</p>

<p>愛護－４</p> <p>個体の生命を救いたいという気持ちで野良猫に餌やりだけをしている人に対して、「なぜ、餌やりしてはいけないのか」の理由をわかりやすく説明する必要があるのではないか。</p>	<p>痩せて衰弱した猫が目の前にいた場合に、「助けてあげたい」「命を救ってあげたい」と、餌を与えたいという気持ちは理解できます。</p> <p>ただ、反復又は継続して餌やりを行うことで、野良猫はその場所に居付き、排せつし、繁殖するようになります。地域の１～２匹程度の猫が大きな問題にならなかったとしても、数が増えるにつれてふん尿などによって生活環境に支障が生じることになります。野良猫の問題が起きている地域は多くの場合、このような経過をたどっています。</p> <p>また、野良猫が生んだ子猫の多くは、拾得者から保健所に引き取られ、殺処分されています。</p> <p>餌やりだけをする行為は、こうした状況を引き起こす要因となるため、してはいけないということを、丁寧に説明していきます。</p>
<p>愛護－５</p> <p>たった一度の餌やりも悪いことになる。「猫を助けたいから」という気持ちを否定するようなことにならないか。</p>	<p>通常、生活環境に支障が生じるような餌やりは、常習性や、反復継続性が伴うことから、一度だけの餌やりや偶発的な餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当たらないものと考えます。</p>
<p>愛護－６</p> <p>餌やりを禁止して、野良猫を餓死や衰弱死させようとするのか。</p>	<p>野良猫を餓死させようとしているわけではありません。</p> <p>無秩序な餌やりにより、野良猫が過度に繁殖するようになり、結果的に殺処分の増加につながるという状況をなくしていきたいと考えています。</p> <p>衰弱した猫を発見した場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、速やかに県（保健所）に連絡することにより、県（保健所）が現地に赴き収容した上で治療を施します。また、衰弱している猫を自ら保護収容して（自宅等に連れ帰って）給餌等を行うことができることとしたいと考えています。</p>

<p>愛護－ 7</p> <p>餌やりしたら直ちに罰則とするのは、血も涙もない条例。</p>	<p>野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続して餌やりを行う場合のルールを定め、これにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>このルールに違反している者に対しては、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>愛護－ 8</p> <p>「餌やり禁止条例」ではなく、「正しい餌やり条例」としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、野良猫への餌やりを行う者の遵守事項を定め、これにのっとって餌やりを行うこととしたいと考えています。</p>
<p>愛護－ 9</p> <p>餌やり禁止に反対、第1回案とほとんど変わらない。TNRがやりづらくなる。</p> <p>禁止という言葉に反応して、動物の虐待が増える可能性がある。一律に猫が原因だと決めつけて餌やり禁止しても、よい効果は得られない。</p>	<p>餌やりを禁止するというものではありません。野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととしたいと考えています。保護又は譲渡することを目的とした餌やりについても、同様とします。</p>
<p>愛護－ 10</p> <p>野良猫に餌をやりやすくして、餓死する野良猫を増やす案ではないか。殺処分数がカウントされなくなるように、改正を検討しているのか。非人道的なものである。</p>	<p>野良猫を餓死させようとしているわけではありません。野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととしたいと考えています。保護又は譲渡することを目的とした餌やりについても、同様とします。</p> <p>地域猫対策を推進し、殺処分される不幸な猫がこれ以上増えないようにするとともに、今いる猫については、一定のルールにのっとって管理をお願いしたいと考えています。</p>
<p>愛護－ 11</p> <p>餌をやる場所、トイレは、公共の場所だと罰則の対象になるのか。排せつ物の処理について、細かく条件を定めてほしい。トイレの設置場所は子供が触ったり、犬が荒らす可能性があるので、速やかに撤去すること。</p>	<p>野良猫に反復又は継続して餌やりを行う場合のルールは、公共の場所であっても適用することとしたいと考えています。</p> <p>ふん尿の処理については、こまめに確認し、できる限り速やかに行ってもらおうよう、実施者を指導します。</p>
<p>愛護－ 12</p> <p>現在餌やりしている猫については、一代限り餌やりを認めて欲しい。</p>	<p>野良猫に反復又は継続して餌やりを行う場合のルールを設け、これにのっとって給餌等を行うこととしたいと考えています。</p>

<p>愛護－１３</p> <p>「不妊去勢手術を実施した野良猫に対して、給餌を行う。」の内容の変更（現実には現場で種々の問題があるため）。</p>	<p>不妊去勢手術目的の捕獲のための餌やりについては、その他のルールにのっとって行えば行えることとしたいと考えています。</p>
<p>愛護－１４</p> <p>哀れに思い、飼い主のいない猫への餌やりを罰則の対象にしないでほしい。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととし、その上で、このルールに違反した餌やりを行う者への改善措置を設けることとしたいと考えています。（地域猫対策を行う者についてもこのルールが適用されます。）</p> <p>なお、違反した者には、直ちに罰則を科すのではなく、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらうようにします。それでも改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>愛護－１５</p> <p>赤ちゃんポストのような「猫ポスト」を設置できないか。</p>	<p>飼い猫（子猫を含む。）の引取りについては、終生飼養の原則に反する安易な引取りを抑制するために、本人確認及び引取り時の審査を徹底していきます。</p> <p>飼い主自らがどうしても飼えなくなった猫の新たな飼い主探し（マッチング）について、専用ウェブサイトを開設し運営するなどの支援を行います。</p>
<p>愛護－１６</p> <p>自腹で地域のためにと活動（野良猫の不妊去勢手術、新たな飼い主探し）していることまで、行政に管理されるのは承伏できない。地域猫の届出をせず対策を行っている者に餌やりルールを適用すべきでない。</p>	<p>地域猫対策を行う者に届出を義務付けた上で、さらに地域猫対策のルールに違反した場合は罰則を前提としている第１回案では、届出自体が負担になり、これまで１人ないしは少人数の者が善意で、できる範囲内でルールを守り行ってきた活動までもも止めてしまいかねない。結果として地域猫対策が進まない、ということが懸念されます。地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、見直し案では、届出を任意とすることとしていましたが、より公証力が発揮されるよう知事への届出ではなく、知事が認定することとしたいと考えています。</p> <p>一方で、認定を受けた者に対しては県が支援するとともに、不妊去勢手術費用について助成を行うこととします。（ただし、野良猫への餌やりを行う場合のルールは適用されます。）</p>

<p>愛護－１７</p> <p>遺棄や野良猫に毒餌を与えたり、無残な殺し方をしたり、カモに矢を射るなどの虐待をした人には厳しい対応（罰金や氏名の公表）をとってほしい。虐待、遺棄等、県と警察の連携はうまくいくのか。</p>	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」では、愛護動物に対する殺傷、虐待や遺棄は、懲役や罰金を科される行為になっています。こうした行為については、これまでも警察等と連携して対応しているところであり、今後も引き続き防止に取り組んでまいります。</p>
<p>愛護－１８</p> <p>野良猫に餌を与えないでほしいが、自立できない子猫には、餌やりは仕方ないと思う。</p>	<p>野良猫への餌やりについて、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>なお、自立できない子猫についても、このルールは適用することとしますが、繁殖能力を持たないと判断される子猫については、不妊去勢手術に関する事項はルールから除外したいと考えています。</p>
<p>愛護－１９</p> <p>今回の見直し案に概ね賛成であるが、給餌給水に罰則は付けないでほしい。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。給餌及び給水についても一定のルールを設けることは、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減するという目的を達成する上で、必要であると考えます。</p> <p>なお、違反した者には、直ちに罰則を科すのではなく、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらうようにします。それでも改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>愛護－２０</p> <p>餌をやる場所、排せつ場所は適切に管理してほしい。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>明文化するに当たり、給餌等を行う場所の周辺の清掃、排せつ物の適正な処理について盛り込んでいきたいと考えています。</p>
<p>愛護－２１</p> <p>「施術済みであることを識別するための措置をとること」を削除若しくは努めることに変更してほしい。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールの一つに、不妊去勢手術を施した野良猫に対して行うことを盛り込んでいきたいと考えています。手術済みか否かの確認をする上で、識別措置は必要であると考えます。</p>

<p>愛護－２２</p> <p>２回目以降の餌やりがダメなら、そう 条例に明記してほしい。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。規制の対象は、あくまで、生活環境に支障が生じるような餌やりであり、常習性や、反復継続性を伴う餌やりです。</p> <p>明文化するに当たっては、上記の趣旨を盛り込んでいきたいと考えています。</p>
<p>愛護－２３</p> <p>餌やりを禁止したら、今いる猫たちは どうなるのか。指導・勧告・罰則後の餌 をもらっていた猫の世話についても条 例に明記してほしい。ボランティアの負 担にするだけでなく、その地域の人 達、または行政の協力のもとで管理で きるよう明記してほしい。</p>	<p>見直し案では、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしたいと考えています。ルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進め、県は、これを支援していきます。</p> <p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>

<p>愛護－２４</p> <p>飼い猫、野良猫を不妊去勢手術すればその代で終わり、餌をあげなければこの代で終わり。２０年以内に日本猫は絶滅する。</p>	<p>地域猫対策は、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動です。本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会であり、そのために地域猫対策を推進します。ルールにのっとり餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>一方で、飼い猫に関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、飼い主に対して繁殖防止措置に努めなければならない旨の規定があるものの、屋内で飼養する場合は、適正飼養（繁殖により飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が可能である場合）を前提に、飼い主が繁殖させることは自由であり、公共の福祉に反しない限り、それを否定するものではありません。</p> <p>また、見直し案では、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとり行うこととしたいと考えており、餌やりを禁止するというものではありません。</p> <p>こうしたことから、野良猫に関しては地域猫対策の浸透・定着により減っていくことが予想されますが、飼い猫も含めて本県の猫が遠くない時期に絶えてしまうというのは、飛躍した発想であると考えます。</p>
<p>愛護－２５</p> <p>一度だけの餌やりでは衰弱している動物は助からないし、飲むことも食べることもできないので、結果死期を伸ばすだけで、意味がない。継続的な餌やり禁止はおかしい。点滴等が必要ではないか。中途半端な餌やりが良くない。</p>	<p>通常、生活環境に支障が生じるような餌やりは常習性や反復又は継続性があることから、一度だけの餌やりや偶発的な餌やりは、生活環境に支障が生じるものには当たらないものとして考えています。</p> <p>また、衰弱した猫を発見した場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、速やかに県（保健所）に連絡することにより、県（保健所）が現地に赴き収容した上で治療を施しています。</p> <p>これに加え、衰弱している野良猫を発見し、保護している間は、当該猫への餌やりを行えることとしたいと考えています。</p>
<p>愛護－２６</p> <p>餌やりを止めると、野良猫は空腹になり、ゴミをあさり生活環境を損なうことになる。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとり行うこととしたいと考えており、餌やりを禁止するというものではありません。</p>

<p>愛護－２７</p> <p>餌やり禁止を強化すれば、陰で餌やりする人が増え、住民同士が疑心暗鬼になるのでは。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしたいと考えており、餌やりを禁止するというものではありません。</p>
<p>愛護－２８</p> <p>和歌山県が猫や犬やその他の生き物の命を救う県民になれるよう、一所懸命啓発し、動物愛護ができる県民が増えるように努めるべき。また、猫を飼うにあたり、適正飼養の徹底を根気強く行うことが大切。</p>	<p>御指摘のとおり、命の大切さや思いやりの心を育み、愛護の精神をかん養することを目的とした動物愛護教室や、適正な飼養に関する普及啓発事業など、各種の施策に一層取り組んでまいります。</p>
<p>愛護－２９</p> <p>餌をやる人達を非難する前に行政がこれからどうしていこうとしているのか具体的に示してほしい。地域猫、譲渡強化等、先にすることが他にもあるのでは。</p>	<p>本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会です。そのために、地域猫対策を推進します。ルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>加えて、地域猫対策を行う上で不可欠となる不妊去勢手術費用については県が助成することとし、保健所や動物愛護センターで引き取られる猫については、ボランティアの方々との協働による譲渡の推進を図っていきます。</p> <p>さらに、飼い主自らがどうしても飼えなくなった猫の新たな飼い主探し（マッチング）についても、県は専用ウェブサイトを開設し運営するなどの支援を行います。</p>
<p>愛護－３０</p> <p>殺処分は苦痛のない安楽死にしてほしい。殺処分しないというように、担当者の意識を変えてほしい。</p>	<p>本県では、犬猫の殺処分は「動物の処分方法に関する指針（平成７年７月４日総理府告示）」に基づき、実施しています。また、今回の条例改正の目的は、地域の生活環境の保全と、猫の殺処分数を削減することです。地域猫対策の推進や譲渡の促進等により、犬猫の殺処分ゼロを目指していきたいと考えています。</p>
<p>愛護－３１</p> <p>餌をあげてしまうとそこで子猫を産み、野良猫の数が増え、最終的には殺処分となる。餌やりしないこと、飼い猫を野良猫化させないようにすることは、小さな命を失うことを減らすことに繋がると思います。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

愛護－３２

猫の殺処分を減らすために 和歌山  
県が一定のルールを作ることは 地域  
猫たちのためにも 猫を可愛がってい  
る人たちにとっても良いことだと思  
います。

御意見ありがとうございました。

<p>責任－１</p> <p>野良猫の原因の一つである遺棄の防止及び規制を行うべきではないか。</p>	<p>猫を遺棄することについては「動物の愛護及び管理に関する法律」で遺棄した者への罰則（100万円以下の罰金）が規定されています。</p> <p>こうした遺棄については、これまでも警察等と連携して対応しているところであり、今後も引き続き防止に取り組んでまいります。</p> <p>改正案では、飼い主に責任のある飼い方をしてもらうため、飼い猫への所有明示を義務化し、飼い主を明らかにすることで遺棄の防止につながるものと考えています。</p>
<p>責任－２</p> <p>地域猫対策は行政主導で行うべきではないか。</p>	<p>地域猫対策は三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。</p> <p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>責任－３</p> <p>地域猫対策の不妊去勢手術の助成を県がすべきではないか。</p>	<p>県は、地域猫対策を行うに当たって不可欠な不妊去勢手術の費用について、地域猫対策の認定を受けた者に対する助成を行うこととします。</p>
<p>責任－４</p> <p>飼い猫を犬と同様に登録制にするべきではないか。</p>	<p>狂犬病予防法に基づく犬の登録は、万が一の狂犬病発生時に備え、平時に犬の動態（分布）を常時把握しておくことを目的としています（防疫上の措置）。狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るという目的の下に登録が義務付けられています。</p> <p>猫は、犬や特定動物のように人の生命等に危害を及ぼす危険性が極めて低く、飼い主の氏名及び電話番号等の連絡先情報が首輪や名札等に明示されることで、飼い主の特定が容易に行えることから、猫の動態を常時把握する必要性に乏しいため、登録制は不要と考えます。</p>

<p>責任－５</p> <p>猫の飼い主は、屋内飼養によらない場合にあっては繁殖を防止する措置をとるよう「努めること」とあるが、「講ずること」とするのが相当ではないか。</p>	<p>不妊去勢手術等の繁殖防止措置の実施については、本来飼い主が自らの考えやその飼養状況によって自主的に判断する事項であり、飼い主による適正な管理によって周辺の生活環境の保全が十分可能であることから、一律に義務付けることは妥当でないと考えます。</p> <p>なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、猫の飼い主に対して猫の繁殖防止措置に努めなければならない旨の規定があることから、条例上の新たな規定は設けないこととしたいと考えています。</p>
<p>責任－６</p> <p>野良猫への餌やり禁止にしてほしい。餌をやる限りは、責任を持つべき。届出は任意でなく義務にしてください。本当にかわいそうと思うなら自己責任で飼えばよい。外飼いの多くの方は餌だけあげる人が多く、手術せず、ふん尿処理しない、注意しても聞かず、猫が嫌われるだけ。他人への迷惑を顧みない野良猫への無秩序な餌やりは一種のテロ行為である。</p>	<p>野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>また、飼い主の遵守事項の強化として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付け、さらに、屋内飼養に努めることについても規定していきたいと考えています。これらについて、広く県民にお知らせし、徹底してまいります。</p>
<p>責任－７</p> <p>知らない間に餌を置かれている場合、ルールに反した野良猫への餌やり及び一度だけの餌やりを、誰がどのように判断するのか。罰則を厳しく取り締まってほしい。餌やりのルールの詳細を公開しないのはなぜか。</p>	<p>「適正な餌やりに当たるかどうか」については、実際に現場で行為者及び周辺住民に状況をお聞きし、事実関係の確認に努めた上で判断していきたいと考えています。このような場合、近隣同士の感情的な問題を背景にしているケースも見られることから、慎重に行います。</p> <p>ルールに違反している者に対しては、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p> <p>野良猫への反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールの詳細は、今後、明文化できた段階で、お知らせしたいと考えています。</p>

<p>責任－８</p> <p>違反者には罰金を科して欲しい。過料の具体的な金額を明記すること。</p>	<p>ルールに違反している者に対しては、直ちに罰則を科すのではなく、まずは状況を確認した上で必要な助言等を行い、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p> <p>過料の金額については、現在検討中です。</p>
<p>責任－９</p> <p>条例化する前に、ブリーダーに犬猫の生体販売禁止を含め、もっと厳しく指導してほしい。ブリーダー等の動物取扱業者に対して、動物愛護に反する行動があった場合、厳罰に処してほしい。</p>	<p>生体販売につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、犬猫等販売業者に係る罰則を伴う規制が強化される等、動物取扱業者による動物の取扱いの一層の適正化が図られています。飼養施設の状況等に関する報告を求めたり、飼養施設等への立入検査等を行い、犬猫が適正に取り扱われるよう監視・指導していきます。</p>
<p>責任－１０</p> <p>野良猫を飼い猫と偽って引取りを依頼するケースも引取りの厳格化の対象とすべき。</p>	<p>猫の引取り時に、報告書の内容を確認し、対応していきます。</p>
<p>責任－１１</p> <p>外で餌をやり、地域住民に発生した損害の責任は行為者にあると明記してほしい。（餌やり者の責任の明記）</p>	<p>通常、生活環境に支障が生じるような餌やりは常習性や反復又は継続性があることから、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>このルールに違反した者には、直ちに罰則を科すのではなく、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらうようにします。それでも改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>責任－１２</p> <p>屋内飼いの所有明示義務を任意にしてほしい。</p>	<p>飼い猫に所有明示を義務化する理由の一つに、「万が一の逸走時に、確実に飼い主への返還につなげる」ことがあります。したがって、屋内でのみ飼養されている猫も義務の対象としたいと考えています。</p>
<p>責任－１３</p> <p>飼い猫は屋内飼養を、屋外では繋ぐことを義務化してほしい。</p>	<p>現段階で、猫には犬のように義務規定（飼い犬の係留義務）を設けなければならないほど人の生命等に危害を及ぼすおそれがあるとは想定し難いことから、条例による屋内飼養の義務化や、屋外ではつなぐことの義務化は、考えていません。</p>

<p>責任－１４</p> <p>猫の飼い方を条例で規制（猫の登録制、不妊去勢手術の義務化）すべきではないか。所有明示の首輪は県から配布してほしい。</p>	<p>猫は、犬や特定動物のように人の生命等に危害を及ぼす危険性が極めて低く、飼い主の氏名及び電話番号等の連絡先情報が首輪や名札等に明示されることで、飼い主の特定が容易に行えることから、猫の動態を常時把握する必要性に乏しく、登録制は不要と考えます。</p> <p>また、不妊去勢手術等の繁殖防止措置の実施については、本来飼い主が自らの考えやその飼養状況によって自主的に判断する事項であり、飼い主による適正な管理によって周辺的生活環境の保全が可能であることから、一律に義務付けることは妥当でないと考えます。</p> <p>なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、猫の飼い主に対して、「猫がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するための措置をするように努めなければならない。」旨の規定があることから、条例上の新たな規定は設けないこととしたいと考えています。</p> <p>現段階において、県から猫の首輪を配布することは考えていません。</p>
<p>責任－１５</p> <p>飼い猫がしたふんは、飼い主が責任を持ってその場から除去等、適切に処理することを明記してほしい。（自分の猫がしていないと主張される場合も想定されるため。）</p>	<p>新たに飼い猫の所有者等の遵守事項として、「他人の土地等にした猫のふんを適正に処理する」旨を設け、違反した場合の勧告、命令、罰則（過料）規定を盛り込むこととしたいと考えています。</p>
<p>責任－１６</p> <p>所有明示について、マイクロチップ装着が望ましい。完全屋内飼いでマイクロチップを装着している猫は義務付けを除外にすべき。</p>	<p>飼い猫への所有明示措置として、マイクロチップの装着は有効です。この場合、外見からの識別ができないことから、名札等の併用が望ましいと考えます。</p> <p>また、飼い猫に所有明示を義務化する理由の一つに、「万が一の逸走時に、確実に飼い主への返還につなげる」ことがあります。したがって、屋内でのみ飼養されている猫も義務の対象としていきたいと考えています。</p>
<p>責任－１７</p> <p>人に迷惑をかける飼い主を減少させるためにも良い条例です。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<p>法律違反－１</p> <p>愛護動物である猫に対しての餌やりを禁止する法律はない。餌やり禁止条例は法律の範囲を超えた、憲法第 94 条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」に係わる違憲立法ではないのか。</p>	<p>野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、定めたルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 9 条では、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、必要な措置を講ずることができることとされており、それぞれの地方公共団体において、その実情に応じて、別段の規制を課すことを容認する趣旨であると解されることから、国の法令と条例の間には何ら矛盾、抵触はなく、違憲ではないと判断します。</p>
<p>法律違反－２</p> <p>野良猫への餌やりは日本国憲法第 13 条に規定される「幸福追求に対する国民の権利」に該当する憲法上保護された重要な権利であり、これを禁止することは憲法違反である。</p>	<p>野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、定めたルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>日本国憲法第 13 条では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうへで、最大の尊重を必要とする。」とあります。</p> <p>したがって、野良猫への餌やりは無制限に認められるものではなく、生活環境の保全という公共の福祉との関係において、一定の制約を受けることは、憲法上やむを得ないと考えます。</p>
<p>法律違反－３</p> <p>愛護動物である野良猫に餌を与えることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に沿っており合法。野良猫に餌を与えないようにすることは、同法の趣旨に反する虐待になるのではないのか。</p>	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」における虐待とは、「公序良俗の保護」のもとで理解すべきものであると解釈されており、動物の被る「苦痛」と、これに人間の側の「目的」ないし「必要性」等の事情を加えて、社会通念に従って総合的に判断すべきものであるとされています。</p> <p>また、その保護法益は、動物愛護の精神を一つの社会的秩序として保護しようとするものであり、動物の生命・身体安全そのものを保護するものではありません。すなわち、動物の生命を絶対的なものとし、動物を人間と対等の存在として保護しようとするものではありません。</p> <p>したがって、野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合において、定めたルールにのっとって行うことについては虐待に当たらないと判断します。</p>

<p>法律違反－４</p> <p>猫の愛護や習性に配慮することなく「餌やりの取り締まり」「ふんの取り締まり」「地域猫対策の取り締まり」のみを義務付け、「動物をモノと同一視している」姿勢を露呈するもの。明らかに動物愛護法の理念と目的に反している。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第 1 条後段において「動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し」とあり、動物による人の生命等に対する侵害の防止や近隣住民等への迷惑防止を確保するための制度的な体制づくりを行うことも本法の目的とされています。</p> <p>また、同法第 5 条の基本指針における「動物の愛護及び管理の基本的な考え方」では、「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある」とされています。</p> <p>したがって、本改正案は、動物愛護管理法の理念及び目的に合致するものと考えます。</p>
<p>法律違反－５</p> <p>善意で地域猫対策をしているのに、何故、その者への罰則があるのか。県が地域猫対策を推進していくのであれば、助言等して是正していくのが筋ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、地域猫対策の計画の認定を受けることができることとし、認定を受けた者に対しては県からの支援と助成を行うこととします（不妊去勢手術等）。</p> <p>善意で地域猫対策を行っている方についても、無秩序な餌やり行為が行われないよう、野良猫に反復又は継続して餌やりを行う場合の遵守事項を適用していきたいと考えています。</p>
<p>法律違反－６</p> <p>規制法令は全ての違反に対して行政措置が課されるわけではなく、法の目的、改善の意志の程度を考慮するのであれば、裁量の余地があるので、例外規定は必要ない。また、除外規定は実効性を著しく損なう。</p>	<p>所有者のいない猫に対する餌やりについて、指導、勧告等の対象となる範囲を明らかにするため、指導、勧告等の対象とならない餌やりについての規定は必要と考えます。また、その内容については、「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的に合致した必要最小限のものとし、制度の実効性を担保するものとしていきたいと考えています。</p>

<p>法律違反－ 7</p> <p>見直し案は、県の動物愛護条例の「動物の命を大切に作る豊かな人づくりと人と動物が共生する潤いのある社会を築く」の趣旨に反する。</p>	<p>本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会です。そのために、地域猫対策を推進します。ルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>地域猫対策の実施は、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による生活環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取組です。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と地域住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p>
<p>法律違反－ 8</p> <p>いかなる餌やり行為によって、いかなる結果が発生した場合に指導・勧告がなされるかは不明確で罪刑法廷主義（憲法 31 条）に反する。</p>	<p>適正手続の保障を定める憲法第 31 条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」の趣旨を踏まえ、今後、野良猫への反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールや改善措置等を明文化していくに当たり、十分に配慮していきたいと考えています。</p>
<p>法律違反－ 9</p> <p>「反復継続の餌やりは不妊去勢手術を済ませた野良猫に行う」は不妊去勢手術を済ませていない野良猫に餌をやっ てはいけないこととなり、不妊去勢手術するための捕獲に向けた餌やりまでもが禁止されることになる。</p>	<p>御意見を踏まえ、不妊去勢手術を目的とする捕獲のための餌やりについては、「飼い主のいない猫への餌やり等」のルールにのっとっていれば餌やりを行えることとしたいと考えています。</p>
<p>法律違反－ 1 0</p> <p>一度占有下に置いて給餌した後、放す行為は脱法行為である。</p>	<p>野良猫を一時的な占有状態に置き（例えば、負傷した猫を一時的に家に持ち帰り給餌して）、その後、元の場所（テリトリー）に戻す行為については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく法違反（遺棄）に当たらないと判断します。この行為が法違反であるとするならば、環境省が「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成 22 年 2 月）」に記載の TNR 活動についても実施できなくなるものと考えます。</p>

<p>支障－１</p> <p>地域猫対策が十分に普及していない状況で、野良猫への餌やり禁止をすると、近所間のトラブルが増えることが想定される。</p>	<p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。御意見を踏まえ、地域猫対策の計画の認定を受けることができることとし、認定を受けた者に対しては認定証を交付するとともに、支援と助成を行うこととします（不妊去勢手術等）。</p> <p>また、地域猫対策を実施しようとする人たちと地域住民との間のコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>支障－２</p> <p>「餌やり禁止」という言葉だと、ルールに則った正しい餌やりをしているボランティアの人たちまでが誤解され、嫌がらせを受ける可能性が高くないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良猫への餌やりを行う者の遵守事項を定めることとしたいと考えています。地域猫対策の計画の認定を受けることができることとし、認定を受けたことが他者にも分かるよう認定証を交付することとし、より積極的に推進のための施策を講じていきたいと考えています。</p>
<p>支障－３</p> <p>所有明示すると、個人情報保護の観点から問題ではないか。</p>	<p>飼い猫に所有明示を義務化しようとする理由は、①飼い猫の野良猫化を防止する、②飼い主の意識の向上を図る、③飼い主に責任のある飼い方をしてもらう、④万が一の逸走時に、確実に飼い主への返還につなげる、ことが挙げられます。</p> <p>なお、所有明示措置については、「動物の愛護及び管理に関する法律」において動物の所有者の責務として明記されています。</p>
<p>支障－４</p> <p>首輪の装着は、途中で木に引っかかりたりして危険なため、やめてほしい。飼い猫は所有明示措置の義務、ふんの除去義務を負うのであれば、給餌している者からも、「飼い猫ではない」旨の報告を徴収すべき。</p>	<p>首輪が何かに引っかかるなどの事故については、一定の力が加われば留め金が外れる（又は、切れる）首輪とするなど、所有明示の義務を周知する際に、併せて啓発していきたいと考えています。猫に餌をやっている者に対しては、まずは、当該猫が飼い猫か野良猫かの確認を行った上で、指導を行っていきたいと考えています。</p>
<p>支障－５</p> <p>条例の改正内容（餌をあげるとなぜ悪いのかの理由等）を十分に周知する必要がある。条例を間違えて解釈している人がいる。条例が決まったら、餌やりの多い地域に注意看板を設置してほしい。</p> <p>「生活環境への支障」だけが猫対策の目的ではないことをしっかり理解してほしい。</p>	<p>条例改正の趣旨や内容等について、様々なツールを用いるなどして、広くお知らせしていきたいと考えています。看板に関しては、今後の施策を検討するに際し参考にさせていただきます。</p>

<p>支障－6</p> <p>和歌山県が条例を制定すると、「動物に優しくない県」だと他県から思われ、和歌山のイメージダウンに繋がり、観光にも悪影響を及ぼす。</p>	<p>本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会です。そのために、地域猫対策を推進します。ルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p> <p>地域猫対策の実施は、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取組です。</p> <p>動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域コミュニティを形成していけるよう、「動物の命を大切に作る心豊かな人づくりと、人と動物が共生する潤いのある社会」を築いていきたいと考えています。</p>
--	--

<p>効果－１</p> <p>単に餌やりを禁止しても、隠れて餌をやるようになるだけで、問題解決にならないのではないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続して餌やりを行う場合は、定めたルールにのっとって行うこととしたいと考えています。その上で、反復又は継続して無秩序に餌をやる者には、ルールにのっとった餌やりを指導していきます。</p> <p>また、遺棄の防止や保護した猫の譲渡を進めることにより、野良猫となる猫が少なくなるよう、対策を進めてまいります。</p>
<p>効果－２</p> <p>所有明示の効果が疑問。所有明示の義務付けによって、万が一、猫が首輪装着による事故にあった場合、県が責任を取るのか。</p>	<p>所有明示については、飼い猫の行動に伴う責任の所在を明確にするとともに、飼い主にその責任の自覚を促し、遺棄を防止する観点から有効と考えております。</p> <p>また、首輪が何かに引っかかるなどの事故については、一定の力が加われば留め金が外れる（又は切れる）首輪とするなど、所有明示の義務を周知する際に、併せて普及啓発していきたいと考えています。</p>
<p>効果－３</p> <p>地域猫対策を届出制にすることは、負担が大きくなりすぎ、逆効果ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、地域猫対策の計画の認定を受けることができることとし、住民に認知してもらうとともに、認定を受けた者に対しては県からの支援と助成を行うこととします（不妊去勢手術等）。</p>
<p>効果－４</p> <p>行政が地域猫対策の具体的な支援を行っていない現状で、餌やりを禁止しても、餌をもらえなくなった猫たちの健康状態が悪化し、ゴミをあさってさらに苦情が増えるなどしては本末転倒であり、地域猫対策の後退につながりかねないと危惧する。</p>	<p>現時点で、本県の地域猫対策は進んでいるとは言えない状況にあります。県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策の費用負担を軽減すべく、条例に基づく認定を受けた者に対し不妊去勢手術費用の助成を行うこととするなどして地域猫対策を広く普及していきたいと考えています。さらに、地域住民間を取り持つ存在として、積極的に関わっていきます。</p> <p>また、野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、定めたルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>ルールにのっとった餌やりが行われることにより、給餌や排せつ物が適正に管理されることとなります。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と地域住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p>

<p>効果－５</p> <p>施行しても効果が出る内容とは思えない。地域猫対策について、県民を率先して解決していこうという意気込みが全く感じられない内容。</p>	<p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>効果－６</p> <p>野良猫対策が目的であるにも関わらず、餌やり行為をわざわざ容認、公認する条例が必要なのか。</p>	<p>本県が目指しているのは、人と猫との共生する社会です。地域猫対策を条例に盛り込み、推進します。</p> <p>野良猫への餌やりについては、無秩序に餌のみを与える行為が結果的には殺処分される不幸な猫を増やし、さらには周辺的生活環境に支障を生じさせることにつながっていくことから、これを防止する必要がありますが、現行の関係法令には実効性のある規定がありません。このため、条例において、野良猫（地域猫を含む。）に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとり行うこととしたいと考えています。</p> <p>ルールにのりつった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p>
<p>効果－７</p> <p>猫のふん害に困っているのので、早く条例を制定してほしい。</p>	<p>依然として猫に起因する苦情があり、飼い猫の不適正な飼養に加え、野良猫への無秩序な餌やり等により生活環境に支障が生じる事態も起こっています。</p> <p>これらの事態を解決するため、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減することを目的として、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を検討しているところです。</p> <p>この目的の達成を図るためには、実効性のある法規範が必要な半面、地域社会（コミュニティ）の形成に支障が生じないよう配慮することも必要であり、また、地域猫対策が円滑に進むよう、野良猫への餌やり方法等について遵守事項を定めることとしました。現在、改正に向けて条例案を作成しているところです。</p>

<p>効果－８</p> <p>むやみに罰則を決めても、心ある人が餌を与えづらくなるだけで、元々ルールを守らない人が守るようにはならない。罰則を決めても、効果は薄い。</p>	<p>実効性あるルールとする以上、罰則を設けることは必要と考えます。ただし、直ちに罰則を科すのではなく、まずは十分に指導を重ね、適切な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則を科すこととしたいと考えています。</p> <p>野良猫への餌やりに関しては、規制の対象は、あくまで、生活環境に支障が生じるような餌やりであり、常習性や、反復継続性が伴う餌やりであります。こうした餌やりにルールを設け、動物（猫）好きの人もそうでない人も、相互に理解し合える地域のコミュニティを形成していくに当たって、形成に支障を生じることへの抑止力として、罰則規定は有効であると考えます。</p>
<p>効果－９</p> <p>「保護するための餌やり」を理由に繰り返し給餌され、生活環境への侵害行為が継続されてしまう。</p>	<p>捕獲のための餌やりについても、飼い主のいない猫の餌やり等のルールにのっとっている必要があると考えています。</p>

<p>効果－１０</p> <p>現実的な改正案とは思えません。罰則等が適用されないと考える。</p>	<p>罰則を科すのが目的ではなく、適切な対応をしてもらうため、抑止力として、罰則規定を設けていきたいと考えています。</p> <p>新たな罰則規定として、飼い猫の所有者だけでなく、野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続して餌やりを行う者が遵守すべき各ルールに違反した場合は、勧告・命令を行うことができ、さらに命令に従わない場合は罰則として過料を科すことができることとしたいと考えています。また、不適正な動物の飼養により、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる場合や、動物が衰弱等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合においても、同様としたいと考えています。</p> <p>住民からの苦情を受け、保健所職員が実際に現場で行為者及び周辺住民に状況をお聞きし、事実関係の確認に努めた上で、適用の可否を判断していきます。このような場合、近隣同士の感情的な問題を背景にしているケースも見られることから、慎重に行います。また、状況によっては市町村担当職員や動物愛護推進員等の協力を得ながら行いたいと考えています。</p> <p>ルールに違反している場合、まずは十分に指導を重ね、適切な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、次いで命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>効果－１１</p> <p>条例を盾に注意しやすくなると思った考えに腹が立つ。遺棄や虐待について、法律が機能していない。遺棄、虐待等で今まで罰則を適用されたケースはあるのか。</p>	<p>現行の法令は、不適正な飼養を行っている飼い主や野良猫への無秩序な餌やりに関する具体的ルールや実効性のある規定がなく、十分機能していません。これらの状況を改善するための措置を講じるに当たっては、実効性のあるルールが必要であることから、条例の一部改正を検討しています。</p> <p>遺棄や虐待については、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、愛護動物に対する虐待や遺棄は、罰則を科される禁止行為になっています。これまでも警察等と連携して対応しているところであり、今後も引き続き防止に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本県では、現時点において遺棄や虐待で罰則が適用された事例はありません。</p>

<p>効果－１２</p> <p>所有明示の義務化は、犬でもできていないのに実行力に疑問を感じる。</p>	<p>飼い主の遵守事項の強化として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けることについて、様々なツールを用いるなどして、広くお知らせし、徹底していきたいと考えています。</p>
<p>効果－１３</p> <p>餌やり禁止、地域猫の推進は思いつきではなく、処分される猫が減ると見込みがあつての改正なのか。</p>	<p>今回の改正は、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減することを目的としています。地域猫対策の実施は、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による生活環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、県民の方々の御協力を得ながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>効果－１４</p> <p>他の都道府県に比べれば苦情件数が少ないのに、猫が増えて、苦情が多くなっているという新聞記事があるが。どうして条例が必要なのか。「猫による被害」の「被害」とは何か。</p>	<p>猫による被害や迷惑を受けているとして保健所に寄せられる苦情として、鳴き声、ふん尿、畑やゴミ荒らし、猫への餌やり等があります。また、本県では苦情としては計上していませんが、「敷地内に子猫が産まれており、引き取ってほしい」、「子猫が死んでいる」等の相談も相当数寄せられています。これらについても、猫による被害の一つであると考えます。</p> <p>したがって、こうした被害を防ぎ、地域の生活環境を保全するために、実効性あるルールを設けることが必要であると考えます。</p>
<p>効果－１５</p> <p>餌やりだけして無責任に去っていく人が絶えず困っている地域は多いと思うので 非常に良い案だと思う。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－１６</p> <p>苦情が多く、飼い主のモラルに訴える以外に方法が無く、長らく苦慮している最中の知事の発表には感動しました。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－１７</p> <p>私も近所の放し飼いにしている猫で困っています。ぜひ、条例の制定をお願いします。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－１８</p> <p>一日も早く厳しい規則を作って頂き、安心してみんなが生活できる社会を作って下さい。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<p>効果－１９</p> <p>この条例を通すことは、本当に大切なことだと思えます！初めての取組に対しては反対意見もたくさん出ると思いますが、勇気をもって条例を通してください。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－２０</p> <p>常々、野良猫に対する対策を講じないと大変なことになると案じていた一人です。どうか条例を成立させていただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－２１</p> <p>これまで野放図・無責任に野良猫へ餌を与える行為がまかり通ってきた中、今回このような取り決めをしていこうとする動きがでてきたことは大変ありがたい、感謝しております。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－２２</p> <p>猫のふん害に困っています。もう限界です。よろしくをお願いします。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>効果－２３</p> <p>今回の改正案に概ね賛同します。不妊手術への助成や、マッチングサイトにもとても期待しています。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<p>地域猫対策－ 1</p> <p>地域猫対策という名目で野良猫に給餌等を行うならば、今までと何も変わらないのではないのか。</p>	<p>地域猫対策とは野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動を行い、従来の餌やりだけを行う行為とは全く異なります。</p> <p>地域猫対策の実施は、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取組です。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－ 2</p> <p>先ず、地域猫対策をしやすい環境づくりをする必要があるのではないのか。</p>	<p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策の費用負担を軽減すべく不妊去勢手術費用の助成を行うこととするなどして、広く普及していきたいと考えています。</p> <p>さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>地域猫対策－ 3</p> <p>地域猫対策の遵守事項のハードルが高すぎるのではないのか。やろうとしてもすぐに実行できるとも思えないが。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良猫（地域猫を含む）に反復継続して餌やりを行う場合は、定めたルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>また、地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、見直し案では、届出を任意とすることとしていましたが、より公証力が発揮されるよう知事への届出ではなく、知事が認定することとしたいと考えています。</p> <p>さらに、地域猫対策を進める上では、費用の負担が必要になります。地域猫対策の認定を受けた者に対しては県からの支援と助成を行うこととします（不妊去勢手術等）。</p>
<p>地域猫対策－ 4</p> <p>トイレの設置や不妊去勢手術の実施を努力義務にすべき。</p>	<p>野良猫に反復又は継続して餌やりを行う場合のルールを設け、これにのっとって給餌等を行うこととしたいと考えています。</p> <p>また、不妊去勢手術の実施は、野良猫の数を今以上に増やさないようにするために、地域猫対策に不可欠であると考えます。</p>

<p>地域猫対策－５</p> <p>殺処分数の削減を目指すのであれば、地域猫は必要ないのでは。</p>	<p>地域猫対策とは野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動であり、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取組です。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と地域住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－６</p> <p>地域猫対策の届出は、任意でなく義務にしてほしい。</p>	<p>地域猫対策を行う者に届出を義務付けた上で、さらに地域猫対策のルールに違反した場合は罰則を前提としている第１回の提案では、届出自体が負担になり、これまで１人ないしは少人数の者が善意で、できる範囲内でルールを守り行っている活動までをも止めてしまいかねず、結果として地域猫対策が進まない、ということが懸念されます。地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、見直し案では、届出を任意とすることとしていましたが、より公証力が発揮されるよう知事への届出ではなく、知事が認定することとしたいと考えています。（ただし、野良猫への餌やりを行う場合のルールは適用していきたいと考えています。）</p>
<p>地域猫対策－７</p> <p>地域猫が成功している事例はあるのか。地域猫対策で住民の理解を得るには、誰に何を説明したらいいのか。仮に制度化すれば、無責任な餌やりの隠れ蓑になってしまわないか。県の地域猫の支援とは具体的にどのようなことをするのか。</p>	<p>本県においても、地域猫対策を行うことで地域で猫の数が減った事例もあります。地域猫対策の理解を得るために、地域猫対策の目的や内容等について、広く県民にお知らせし、普及していきます。その上で、地域猫対策が無秩序な餌やりの隠れみのにならないように、地域猫対策の正しい理解及び無秩序な餌やりをする方への指導を強化していきます。地域猫対策の支援として、地域猫対策の認定を受けた者に対しては不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。</p>

<p>地域猫対策－ 8</p> <p>地域猫対策を進めるに当たり、実施者と連絡が取れるようお願いしたい。</p>	<p>地域猫対策の実施者は、実施する地域の周辺住民に説明を行うこととしており、その過程で互いの連絡がなされるものと考えられます。</p> <p>また、地域猫対策の認定を受けた者（実施者）の連絡先については行政が把握することとしたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－ 9</p> <p>人と猫との共生する社会の対象となる猫、対象となる地域、場所を明確にすべき。</p>	<p>地域猫であることの見印としては、耳先のV字カット（通称：さくら耳）が一般的です。こうした識別方法については、今後、関係団体と十分に協議していきます。</p> <p>対象となる地域、場所を明確にすることについては、実施者の判断に委ねたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－ 10</p> <p>ルールが難しすぎて、実行できない人が多いことを見越して作ったのではないかな。</p>	<p>野良猫への餌やりについては、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。今後、ルールの普及啓発を行い、このルールに則った餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－ 11</p> <p>県の役割、市町村の役割、住民の役割を予め適切に説明してほしい。</p>	<p>地域猫対策は三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。</p> <p>主な役割は以下のとおりとなるものと考えています。</p> <p>県：地域猫対策の普及啓発、不妊去勢手術に係る関係機関との調整及び手術費用の助成、住民やボランティア等の調整、相談</p> <p>市町村：自治会等との調整、地域猫対策のサポート</p> <p>住民：地域猫対策の実施（管理、手術への協力、周辺住民への説明等）</p>

<p>地域猫対策－１２</p> <p>餌やりが基本的に偶発的な行為で終わらないのであれば、地域猫届出は義務化すべき。</p>	<p>地域猫対策を行う者に届出を義務付けた上で、さらに地域猫対策のルールに違反した場合は罰則を前提としている第１回の提案では、届出自体が負担になり、これまで１人ないしは少人数の者が善意で、できる範囲内でルールを守り行っている活動までをも止めてしまいかねず、結果として地域猫対策が進まない、ということが懸念されます。地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、見直し案では、届出を任意とすることとしていましたが、より公証力が発揮されるよう知事への届出ではなく、知事が認定することとしたいと考えています。</p> <p>一方で、認定を受けた者に対しては県が支援するとともに、不妊去勢手術費用について助成を行うこととします。（ただし、野良猫への餌やりを行う場合のルールは適用されます。）</p>
<p>地域猫対策－１３</p> <p>トイレ以外の場所（公共の場所（公園））にされたふんについては、地域猫対策者が行うことを明記してほしい。</p>	<p>実施者は、猫のふん尿の排せつ場（トイレ）を設置するとともに、排せつ物を速やかにトイレから除去し、適正に処理することを義務付けたいと考えています。</p> <p>猫が設置したトイレにふん尿を排せつするためには、必要な数のトイレを適切な場所に置き、トイレを常に清潔に保ちながら、当該猫がトイレにふん尿を排せつしているかどうかを常時確認することが必要です。状況に応じてトイレの数を増やしたり、場所を変える等の指導を行っていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－１４</p> <p>行政の協力の下で地域猫を管理することを条例に明記してほしい。地域猫対策を推進していく上での、県及び市町村の役割は。地域住民間で調整がうまくいかなかった場合、丸投げで終わらせないことを確約すること。</p>	<p>地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたくと考えています。条例には、県の責務として、地域猫対策その他の動物の愛護及び管理に関する活動の支援又は調整を行う旨を明文化したいと考えています。</p> <p>地域猫対策は三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。</p> <p>県は、地域猫対策の費用負担を軽減するため不妊去勢手術費用の助成を行うこととするなどして、広く普及していきます。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>

<p>地域猫対策－１５</p> <p>地域猫のルールでは、周辺住民の合意や理解を得て行うことがルールの一部となっており、正しい理解が得られているのであれば、「誤解される」というのは矛盾している。</p>	<p>まさに、誤解が生じることがないようにするため、周辺住民の理解を得て進めていくことを地域猫への餌やりのルールとして設けることを考えています。地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込むとともに、広く普及していきたいと考えています。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>地域猫対策－１６</p> <p>地域猫の届出はハードルが上がり、対策が進まなくなる。</p>	<p>地域猫対策を行う者に届出を義務付けた上で、さらに地域猫対策のルールに違反した場合は罰則を前提としている第１回の提案では、届出自体が負担になり、これまで１人ないしは少人数の者が善意で、できる範囲内でルールを守り行っている活動までをも止めてしまいかねず、結果として地域猫対策が進まない、ということが懸念されます。地域猫対策は柔軟に、段階的に進めていくことも大切と考え、見直し案では、届出を任意とすることとしていましたが、より公証力が発揮されるよう知事への届出ではなく、知事が認定することとしたいと考えています。</p> <p>一方で、認定を受けた者に対しては県が支援するとともに、不妊去勢手術費用について助成を行うこととします。（ただし、野良猫への餌やりを行う場合のルールは適用されます。）</p>
<p>地域猫対策－１７</p> <p>届出していることを示せば、そこに猫が捨てられるのではないかと。</p>	<p>対象となる地域、場所の明示については、今後検討します。捨てられる状況があれば、警察等と連携した取組も進めていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－１８</p> <p>条例改正よりも地域猫対策をまずは推進してほしい。</p>	<p>地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>地域猫対策－１９</p> <p>地域猫対策を進めていくつもりなら、まずは町内会にポスター等を掲示してもらい、周知するのが先ではないかと。</p>	<p>地域猫対策の具体的な内容が固まり次第、チラシ等を作成するとともに、広報誌やホームページ等を通じて広く周知していきます。</p>

<p>地域猫対策－２０</p> <p>地域猫対策の周知を県で今までしてこなかったのは怠慢ではないか。条例改正よりも地域猫対策の社会的な取組みや不妊去勢手術、完全室内飼育のメリット及び動物愛護の啓蒙活動を進め、地域猫対策をまずは推進してほしい。餌やりを即禁止するのは問題ではないか。</p>	<p>現時点で、本県の地域猫対策は進んでいるとは言えない状況にあります。今後、地域猫対策を条例に盛り込むことで、より推進していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。</p> <p>地域猫対策の具体的な内容については、チラシ、広報誌やホームページ等を通じて広く周知していきます。</p>
<p>地域猫対策－２１</p> <p>県内の全ての野良猫は行政の管理下にあるものとみなし、野良猫の適正管理を委託するボランティアを募るべき。</p>	<p>地域猫対策は三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。</p> <p>県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。</p>
<p>地域猫対策－２２</p> <p>地域猫対策に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生により、周辺的生活環境を損なう事態を生じさせないようにすることを明記してほしい。</p>	<p>地域猫対策においても、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを適用したいと考えています。ルールには、適切な給餌及び給水、ふん尿の適正な処理等、生活環境の保全に繋がる事項を盛り込むこととしたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－２３</p> <p>地域猫対策はできるだけ小さな単位でできるように、また、地域間で連絡を取れるようにしてほしい。また、地域猫の餌やりの場所は公園等ある程度限定された場所にすべきである。</p>	<p>給餌等を行う猫の数は、周辺住民の生活環境に支障が生じないように、適切な管理が可能となる範囲内とすることが望ましいと考えます。また、地域間の連絡調整は県や市町村が主体となることが必要と考えています。</p> <p>また、給餌等を行う場所については、周辺住民に迷惑がかからないような場所を話し合いにより決めることとなりますが、公共の場所であればその管理者等の了解を得る必要があると考えます。</p>

<p>地域猫対策－２４</p> <p>地域猫対策推進のためのルール作りをして欲しい。対策が県民に十分に周知され、軌道に乗るまでは、可能な限り行政主導で推進していただきたい。モデル事業やガイドラインの作成から着手すべき。</p>	<p>地域猫対策を推進するため、条例で地域猫対策を定義付けし、地域猫対策の目的や実施方法等について、様々なツールを活用して広く県民の皆様にお知らせしていきたいと考えています。地域猫対策の実施については、まずはルールにのっとりた餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきます。ガイドラインについても作成をしていきます。</p> <p>地域猫対策の推進は急を要すると考えられるため、先進事例を学び、継続的な政策として条例に規定し、取組を進めていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－２５</p> <p>野良猫は原則すべて保健所で保護してもらいたいと思います。地域猫活動がある限り、野良猫は減らないのでは。野良猫を減らすという一方で、地域猫として、公に野良猫の生息を認めることは矛盾があるのでは。</p>	<p>地域猫対策とは、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動をいいます。地域猫対策の実施は、繁殖制限（不妊去勢手術）による野良猫の減少、適正管理による環境の保全、動物愛護の普及につながっていきます。地域猫対策は殺処分される不幸な野良猫を増やさない取組であり、野良猫による生活環境の悪化を防止する取組です。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と地域住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p> <p>なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、猫の捕獲に関する規定はなく、また、駆除目的で捕まえることは、同法の趣旨からできないものとされています。</p>
<p>地域猫対策－２６</p> <p>地域猫対策で排泄物の処理が義務づけられているが、現実的には対応が難しいのではないかと。既にトイレをする場所が決まった猫に、新たにトイレのしつけができるのか。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールにのっとり行うこととしたいと考えています。</p> <p>ルールの中で、ふん尿を適正に処理することについても盛り込んでいきたいと考えています。決められた場所以外でふん尿をすることもあることから、トイレ以外の場所に排せつしてしまっても、速やかに処理、清掃するよう、指導していきます。</p>

<p>地域猫対策－２７</p> <p>地域猫の内容について周知を進めるとともに、手術済みの猫がわかるように、さくら耳を県内で推進してほしい。</p>	<p>地域猫対策を推進するため、条例に定義付けし、地域猫対策の目的や実施方法等について、様々なツールを活用して広く県民の皆様にお知らせしていきたいと考えています。地域猫対策の実施については、まずはルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきます。</p> <p>地域猫であることの識別方法としては、耳先のV字カット（通称：さくら耳）が一般的です。不妊去勢手術時に施術します。方法については今後、関係団体等と協議を進めていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－２８</p> <p>野良猫問題は、地域の環境問題として、行政主導で進めていかないと解決しない。地域猫対策を実施している自治体から話を聞いたり、視察に行ったりしたのか。</p>	<p>地域猫対策を推進するため、条例に定義付けし、地域猫対策の目的や実施方法等について、様々なツールを活用して広く県民の皆様にお知らせしていきたいと考えています。地域猫対策の実施については、まずはルールにのっとった餌やりから始めて、段階的に地域猫対策を進めていきたいと考えています。地域猫対策を行う上で不可欠となる不妊去勢手術費用については県が助成することとします。</p> <p>同様の条例を施行している京都市の現地視察や情報交換も行っています。地域猫対策を実施している他の自治体とも情報交換を行いながら、地域猫対策を推進していきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－２９</p> <p>「野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合のルール」の内容について、「ただし、健康状態や年齢等を考慮し、不妊去勢手術を施すことが困難であると思われる場合を除く。」という例外規定を追加してください。</p>	<p>野良猫への反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルール等を明文化していくに当たり、参考にさせていただきます。これに加え、衰弱している野良猫を発見し、保護している間は、当該猫への餌やりを行えることとしたいと考えています。</p>

<p>地域猫対策－３０</p> <p>「野良猫（地域猫を含む）に反復又は継続して餌やりを行う場合のルール」の内容について、「ただし、給餌を行うことについて周辺住民の理解を得ることが著しく困難である場合は、行政関係機関やボランティア等に相談し、その助言・指導の元で給餌活動を行うこと。」などの文言を追加し、地域猫対策を円滑に推進するためにも、周辺住民間でのトラブル等に対して地域コミュニティセンター等に相談にのったり、速やかに間に入って調整、助言等を行う専門窓口を設置してほしい。</p>	<p>野良猫への反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルール等を明文化していくに当たり、参考にさせていただきます。</p>
<p>地域猫対策－３１</p> <p>地域猫の不妊去勢手術費用は届出の有無に関わらず、全額補助して欲しい。野良猫に給餌している人達の中には、不妊去勢手術をしたくても費用が高くてできない人もいます。できれば、飼い猫も対象にしてほしい。助成以外に具体的な支援はあるのか。</p>	<p>地域猫対策の認定を受けた者に対しては、不妊去勢手術費用について助成を行うこととします。地域猫対策を行う人にできるだけ負担が生じないような仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>また、地域猫対策を実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。</p> <p>飼い猫の不妊去勢手術費用については、飼い主が負担すべきものと考えます。</p>
<p>地域猫対策－３２</p> <p>万が一、餌やりに対する罰則規定を制定するのであれば、地域猫対策を妨害する行為についても同じく罰則規定を設けるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、現にルールにのっとり餌やりを受けている猫に対し、別の者が餌やりする場合は、現にルールにのっとり餌やりをしている人の理解を得て、協力するように努める責務があることを啓発していきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－３３</p> <p>野良猫（飼い猫）への餌やり罰則規定や不妊去勢手術費用の助成制度に賛成です。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<p>地域猫対策－３４</p> <p>行政が動物愛護センター等の施設で不妊去勢手術を無料又は実費で行うか、それを獣医師会が反対の意向であれば、県の助成で獣医師会が実施するなどの条件整備ができた時点で、ひどい給餌を続けている人に、指導、勧告、過料というのが筋である。</p>	<p>地域猫対策における不妊去勢手術の助成に係る方法等については、関係団体等と協議を行っていきます。</p>
<p>地域猫対策－３５</p> <p>殺処分に税金をつぎ込むのではなく、救うために税金を使ってほしい。</p> <p>処分に使う税金をTNRの運用に回してほしい。</p>	<p>今後、殺処分ゼロを目指して、地域猫対策の推進や譲渡の促進を図っていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－３６</p> <p>不妊去勢手術助成の具体的な内容は。手術代助成の中には入院費、ワクチン接種費用が含まれるのか。既に以前から地域猫活動をしている人は助成の対象にはならないのか。</p>	<p>不妊去勢手術費用の助成に係る方法等については、現在検討中です。</p>
<p>地域猫対策－３７</p> <p>税金で地域猫対策を行うことはおかしい。ボランティアに負わせるのもおかしい。</p>	<p>地域猫対策は、地域の生活環境を保全するために、三者協働（地域、行政、ボランティアや関係団体）で地域住民が主体となって実施する対策であり、ただ単に、野良猫に餌をやりたい者が行う行為とは本質的に異なるものです。地域猫対策を普及啓発するとともに、地域猫対策の認定を受けた者に対して支援することとしています。</p> <p>また、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。</p>
<p>地域猫対策－３８</p> <p>どの猫もその地域で暮らす人間と共存する生き物すなわち地域猫なのでは。「地域猫」と「野良猫」を区別するのではなく、「飼い主のいない猫」として、不妊去勢手術費用を行うことを希望します。</p>	<p>野良猫に不妊去勢手術を施し、餌やり、排せつ物の適正な処理を行う活動の対象となる猫が、地域猫と呼ばれる猫です。地域猫対策の認定を受けていただいたうえで、周辺住民の方々の理解、協力を得ながら世話していただくことができれば、不妊去勢手術費用の助成を受けることは可能になります。</p>

<p>地域猫対策－３９</p> <p>NPOや動物愛護団体及び「どうぶつ基金」と協働し、TNRを推進してほしい。市町村でもTNRを行えるようなシステムを構築してほしい。また、実績のある愛護団体へ補助金を出してほしい。</p>	<p>野良猫による生活環境の悪化を防止する取組として、地域猫対策を推進していくこととしています。各団体の方々と協力して進めていきたいと考えています。</p> <p>市町村での実施については、市町村ごとの事情等もありますので、その判断は各市町村に委ねることになります。</p> <p>団体への補助金については、現在のところ、考えていません。</p>
<p>地域猫対策－４０</p> <p>野良猫問題は、地域の環境問題として、行政主導で進めていかないと解決しない。ふん害など被害を受け付ける担当者を置き、指導してほしい。広報やポスターを各家庭に配布し、保健所との連絡を取りやすくしてほしい。</p>	<p>野良猫からの生活環境の悪化を防止する取組として、地域住民の理解のもとに、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫対策を推進することとしています。また、地域猫対策は三者（地域住民・ボランティア・行政）協働で行うのを基本としています。地域環境の保全を目指し、住民が主体的に実施して、行政は下支え（支援・助成）する役割を担います。地域猫対策を定義付けて条例に盛り込み、広く普及していきたいと考えています。実施に当たっては、地域猫対策の費用負担を軽減するため、認定を受けた者に対して不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネート役として、積極的に関わっていきます。苦情等の受付は、引き続き保健所が窓口となり対応していきます。</p>
<p>地域猫対策－４１</p> <p>不妊去勢手術について、個人負担になるのであれば、野良猫の不妊手術に反対する動物病院もあると思うので、獣医師会との調整を行ってほしい。手術できる動物病院を県と獣医師会で調整してほしい。安価で手術してくれる病院を県で募集して教えてほしい。また、動物病院との連携で、保護、譲渡を根付かせてほしい。２４時間対応の動物救急病院を確保してほしい。</p>	<p>地域猫対策の認定を受けた者に対する不妊去勢手術費用の助成の仕組みについて、現在検討しているところです。関係団体との連携についても併せて調整を行っていきます。</p>
<p>地域猫対策－４２</p> <p>行政は獣医師会との連携だけでなく、有能な獣医を用意し、手術代等の助成、事務手続きの簡素化、捕獲檻を沢山準備し、貸出を行うことを推進してほしい。</p>	<p>地域猫対策の認定を受けた者に対する不妊去勢手術費用の助成の仕組みについて、現在検討しているところです。関係団体との調整も併せて行っていきます。不妊去勢手術目的の捕獲のための資材の貸出しについても、検討していきたいと考えています。</p>

<p>地域猫対策－４３</p> <p>本当に処分数を減らしたいのであれば、ボランティアを大募集して、一斉に不妊去勢手術すればいい。</p>	<p>地域猫対策を推進していく上で、ボランティアや関係団体の方々に協力をお願いしていきたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－４４</p> <p>地域猫の指導、助言は各地域の動物愛護推進員が行うべき。</p>	<p>動物愛護推進員の方々にも地域猫対策への協力をお願いしたいと考えています。併せて、ボランティアの方々にも広くご協力をいただきたいと思いますと考えています。</p>
<p>地域猫対策－４５</p> <p>まずは、地域猫を実践して成果を出して、それをお手本にやっていかなければ、条例をいくら作っても無駄になる。殺処分ゼロを達成した町や県の状況を見てきて欲しい。</p>	<p>現時点で、本県の地域猫対策は進んでいるとは言えない状況にあります。県は、地域猫対策をしやすい環境づくりのため、地域猫対策の費用負担を軽減するため、条例に基づく認定を受けた者に対し不妊去勢手術費用の助成を行うこととするなどして地域猫対策を広く普及していきたいと考えています。さらに、実施しようとする人たちと地域住民間とのコーディネイト役として、積極的に関わっていきます。</p> <p>地域猫対策を推進し、今いる野良猫と地域住民が共生できるコミュニティを構築していきたいと考えています。野良猫に起因して地域の生活環境に支障が生じ、コミュニティに問題が生じているような地域に対し、重点的に地域猫対策を促していきたいと考えています。</p> <p>また、引き続き、参考となる取組を行っている自治体からの情報の入手に努めていきます。</p>
<p>地域猫対策－４６</p> <p>和歌山城の猫を地域猫として認めて欲しい。城内の全ての猫の不妊去勢手術を行いたい。</p>	<p>和歌山城公園内に野良猫が多く存在することについては、把握しており、和歌山城公園を管理する和歌山市と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>

<p>地域猫対策－４７</p> <p>「野良猫となる猫が少なくなるように、対策を進める。」具体的な内容は。</p>	<p>飼い猫の野良猫化を防止するため、飼い主の遵守事項として、飼い猫に所有明示を施すことを義務付けるとともに、屋内飼養に努めることとしたいと考えています。</p> <p>また、野良猫からの生活環境の保全対策として、地域住民の理解のもとに、野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫対策を推進します。地域猫対策の認定を受けた者に対して、不妊去勢手術費用の助成を行うこととします。</p> <p>さらに、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的には殺処分される不幸な猫を増やし、さらには周辺的生活環境に支障を生じさせることに繋がっていくことを防止するため、野良猫（地域猫を含む。）に反復継続して餌やりを行う場合は、遵守事項を設け、ルールにのっとり行うこととしたいと考えています。</p> <p>その上で、これらの義務やルールに違反している人に対しては、まずは十分に指導を重ね、適正な対応をしてもらいます。改まらない場合は、勧告、命令を行った上で、どうしても従ってもらえない場合に限り、罰則（過料）を科すこととしたいと考えています。</p>
<p>地域猫対策－４８</p> <p>地域猫活動家、ボランティア団体と話し合いを重ねるべき。行政、反対派の人、賛成派の人が集まって話をできる場を作れないか。ボランティアの意見を聞いた上で、条例を作してほしい。</p>	<p>県民意見募集（パブリックコメント）を２回実施するなど、改正案の趣旨や目的、さらには今後の施策等も含めて県民にお示しし、数多くのご意見も頂いているところです。また、討論会や動物愛護推進協議会を開催するなど、動物愛護関係団体はじめ多方面の方々からのご意見も参考にしています。</p>

<p>その他ー 1</p> <p>規制対象を、猫による苦情が多い保健所管内だけにしたらどうか。</p>	<p>野良猫による生活環境への支障は、苦情の多寡にかかわらず県内全域で発生しており、これを放置しておくことはできません。殺処分される不幸な猫を減らすためにも、県内全ての地域で人と猫が共生できる環境づくりが必要と考えます。</p>
<p>その他ー 2</p> <p>罰則（過料）の発動は誰が行うのか。</p>	<p>助言、指導を重ね、勧告、命令と手続きを踏んだ上で、どうしてもルールに従った行動を取っていただけない場合に、地方公共団体の長である知事が科することになると考えます。</p>
<p>その他ー 3</p> <p>「その地域で餌が与えられる」という前提が存在すれば、その地域は遺棄罪が適用されない。</p>	<p>環境省通知における愛護動物の「遺棄」の考え方としては、「愛護動物を場所的に離隔することにより、生命・身体を危険にさらす行為」を「遺棄」としています。また、「離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがある場合は、遺棄に該当する可能性がある」と示されています。</p> <p>単に「餌が与えられる」という状況のみをもって遺棄に該当しない、と判断することは困難と考えます。</p>
<p>その他ー 4</p> <p>動物由来感染症による健康被害が生じる可能性を防止する措置が取られていない状態で、野良猫を餌付け、定着させる行為は住人に対する加害行為と同じ。</p>	<p>野良猫への餌やりについては、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、このルールにのっとって行うこととしたいと考えています。ルールには、適切な給餌及び給水、ふん尿の適正な処理等について盛り込むこととしており、生活環境の保全に繋がるものです。したがって、現状に比べ健康被害が生じるリスクも低下するものと考えます。</p>
<p>その他ー 5</p> <p>遺棄防止の看板を立ててほしい。</p>	<p>市町村とも協議し、検討していきたいと考えています。</p>
<p>その他ー 6</p> <p>引取申請者に対する報告書の提出は最小限度とすべき。(法第 35 条に抵触する恐れがある。) また、飼い主や飼養希望者が現れなかった場合には、殺処分することを明記すべき。譲渡に係る条文を「譲渡することができる。」ではなく、譲り渡すよう努めるものとする。」と改正すること。</p>	<p>報告書の提出については、飼い猫を拾得した野良猫と偽って引取り依頼してくるような虚偽申請を防止することを目的としています。報告書に記載する内容等については、検討していきます。</p> <p>譲渡に係る条文については改正することは考えていませんが、新たな飼い主探しを支援する施策を進めていくこととしています。</p>

<p>その他ー 7</p> <p>野良猫に餌を与えすぎると本当に猫が増えるのか。地域猫対策の実施は、不妊去勢手術による野良猫の減少とあるが、無秩序に餌を与えると飼い主のいない猫が増えるという主張と整合性がとれないのではないか。野良猫が増えるのは、無秩序に餌を与えるからではなく、飼い猫の不妊去勢手術が進んでいないことが原因である。「餌やり」と「野良猫の数」を結びつけすぎているように思われる。</p>	<p>野良猫が増える根本的な問題としては、一つは無責任な飼い主による飼い猫の遺棄などによる野良猫化、もう一つは無秩序な餌やりによって生み出される野良猫同士又は野良猫と外飼い猫との繁殖により増え続けることが挙げられます。</p> <p>このため、不幸な猫をなくすための対策として、飼い主に対しては、飼い猫に所有明示を施すことの義務付けや、屋内飼養に努めることの規定を、野良猫対策としては地域猫対策を推進することと、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、このルールにのっとり行うことを、それぞれ盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、野良猫への給餌の量が増えることと、猫が増える（繁殖能力が増す）ことの因果関係はないものと考えます。</p>
<p>その他ー 8</p> <p>通称名を餌やり禁止条例から「正しい餌やり条例」「餌のやり方条例」「野良猫削減条例」、「野良猫ゼロ（運動）条例」や「地域猫推進条例」とか本来の目的を明示したものに変わってほしい。「無秩序な餌やり禁止」から「秩序ある餌やりをしましょう」等ソフトな表現に変更してほしい。</p>	<p>今回の条例改正で目指しているのは、地域猫対策の推進です。条例の名称は「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」であり、通称名はなく、新たに設ける予定もありません。</p>
<p>その他ー 9</p> <p>餌やり全面禁止を、「周辺的生活環境を著しく悪化させるような給餌活動の禁止」に変更若しくは削除してほしい。</p>	<p>第 1 回の提案では、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的に殺処分される不幸な猫を増やし、さらには生活環境に支障が生じることにつながっていくことから、地域猫対策による餌やり以外の無秩序な餌やりを禁止するというものでした。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとり行うこととしたいと考えています。</p>

<p>その他－１０</p> <p>「飼い猫及び地域猫対策による給餌を行う以外の猫への給餌」に名称を変更すればよいのではないか。</p>	<p>第１回の提案では、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的に殺処分される不幸な猫を増やし、さらには生活環境に支障が生じることにつながっていくことから、地域猫対策による餌やり以外の無秩序な餌やりを禁止するというものでした。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p>
<p>その他－１１</p> <p>野良猫も犬と同様に捕獲できないのか。</p>	<p>犬については、「狂犬病予防法」で捕獲に関する規定がありますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては猫の捕獲に関する規定はありません。猫は同法で愛護動物とされており、行政が駆除（処分）目的で猫を捕まえることは、法の趣旨（生命の尊重、友愛及び平和の情操のかん養）からできません。</p>
<p>その他－１２</p> <p>ゴミ荒らしは人の運用で何とかなのではないか。</p>	<p>猫に限らず、動物によってゴミが荒らされることの防止策として、ゴミステーションの設置や、ネットで覆う等の対策は有効であると考えます。</p>
<p>その他－１３</p> <p>所有者等から給餌を許された場合と例外規定があるが、飼い主が死んだ場合はどうなるのか。所有者等からの給餌等を許された場合の例外規定をもっと具体的に記載してほしい。</p>	<p>第１回の提案では、条例の一部改正案（骨子）において、「何人も自らの飼い猫以外の猫に餌等をあたえてはならない。」とした上で、「ただし、所有者等から給餌を許された場合は含まない。」としていました。見直し案では、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしていますが、この場合においても、所有者の許可を受けて行う給餌等は除くことを考えています。その上で、給餌を許諾した所有者が死亡した場合、所有者のいない猫になり、給餌は行えなくなります。</p> <p>なお、所有者の許可を受けて行う給餌等としては、飼い主が外泊のため一時的に猫を預かり給餌等を行う場合（例：ペットホテル）などが挙げられます。</p>

<p>その他－１４</p> <p>野良猫の無秩序な餌やりで実際にトラブルが起きている地域とそうでない地域を一括りにして一律に厳しい規制を強いるのは普通に生活することが窮屈な町になる。市町村レベル等で条例化した方がよいのではないか。岩出市の苦情が多いと聞いている。岩出市だけ対策を取ればよいのでは。</p>	<p>野良猫による生活環境への支障は、苦情の多寡にかかわらず県内全域で発生しており、これを放置しておくことはできません。殺処分される不幸な猫を減らすためにも、県内全ての地域で人と猫が共生できる環境づくりが必要と考えます。</p>
<p>その他－１５</p> <p>猫のふん尿がそんなに生活環境に影響を及ぼしているとは思えない。生活環境への影響の問題は、何も猫に限ったことではないのでは。</p>	<p>猫に起因する主な苦情（被害、迷惑）の一つに、「ふん尿」が挙げられます。「猫がやってきて庭先にふん尿をしていく」、「ふん尿により花が枯れてしまった」等の被害や迷惑を受けている人がいることも事実です。</p>
<p>その他－１６</p> <p>動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害はどの程度の被害を想定しているのか。</p>	<p>「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図る」ことについては、「動物愛護及び管理に関する法律」及び「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の目的の中で明記されています。侵害による被害の程度は、動物に襲われ死亡するものから生活環境の保全上の支障まで、様々な被害が想定されます。</p>
<p>その他－１７</p> <p>野良猫対策の必要性は、生態系の被害や感染症対策にも重要であることを記載すべき。</p>	<p>御意見を参考にさせていただき、検討していきます。</p>
<p>その他－１８</p> <p>猫は自分の縄張りをいつもパトロールする本来の習性からも屋内飼養の義務付けはどうかと思う。</p>	<p>屋内飼養については、今回の条例改正では努力義務としたいと考えています。</p>
<p>その他－１９</p> <p>野良猫がいるから鼠がいない。野良猫がいなくなると鼠が大繁殖する。</p>	<p>御意見に関する科学的な根拠はないものと考えます。</p>
<p>その他－２０</p> <p>野良猫に給餌している人達をまるで犯罪者、悪いことをしているような気持ちで怯えながら生活して行かなくてはならない。また、悪人呼ばわりされてしまう。</p>	<p>野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールにのっとって行うこととしたいと考えています。</p> <p>これは、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的には殺処分される不幸な猫を増やし、さらには周辺的生活環境に支障を生じさせることにつながっていくのを防止するためであることを啓発していきます。</p>

<p>その他－２１ 犬のふん尿被害も深刻であり、犬のふんを道端に放置することも問題に取り上げてほしい。</p>	<p>今回の条例改正では、動物の飼養に起因した生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、その事態を生じさせている者に対して、勧告、命令、罰則（過料）の対象としたいと考えています。</p>
<p>その他－２２ 県営住宅にペット可の部屋を作ってほしい。</p>	<p>御意見につきましては、関係部局にお伝えします。</p>
<p>その他－２３ シェルター、保護専用のセンターを設置すべき。</p>	<p>まずは、地域猫対策を推進することが必要であると考えています。</p>
<p>その他－２４ 基金を設立すべき。</p>	<p>今後の施策を検討するに際し、参考にさせていただきます。</p>
<p>その他－２５ ボランティア団体と共同で譲渡会を休日に開催すれば、譲渡率は上がる。ボランティアの数が増えるように、広報をお願いしたい。</p>	<p>譲渡率の向上に資する施策も含め、検討していきたいと考えています。</p>
<p>その他－２６ 動物愛護センターのホームページの認知度が低い。また、迷い猫、保護猫を見られるように、マッチングサイトをホームページに作ってほしい。「わうくらす」事業の内容に、猫も加えてほしい。</p>	<p>飼い主自らがどうしても飼えなくなった猫の新たな飼い主探し（マッチング）について、専用ウェブサイトを開設し運営するなどの支援を行うこととします。 「わうくらす」事業に猫を加えることについては、今後、検討していきます。</p>
<p>その他－２７ 野良猫の保護及び里親を探せるような愛護団体を市町村全てで立ち上げ、支援できないか。</p>	<p>今後の施策を検討するに際し、参考にさせていただきます。</p>
<p>その他－２８ 問題に対する県の回答も画一的で具体的な対策、解決が得られない。過程の丁寧さ、細かさがオープンに話し合われるべき。</p>	<p>県民意見募集（パブリックコメント）を２回実施するなど、改正案の趣旨や目的、さらには今後の施策等も含めて県民にお示しし、数多くの御意見も頂いているところです。また、討論会や動物愛護推進協議会を開催するなど、動物愛護関係団体はじめ多方面の方々からの御意見も参考にしています。</p>
<p>その他－２９ インターネットが使えないので、県の広報紙等に内容を載せてほしい。</p>	<p>県広報紙「県民の友」に条例改正の趣旨や内容等について掲載し、広く県民にお知らせしていきたいと考えています。</p>

<p>その他－３０</p> <p>１１月７日に非公開の討論会を開催したが、なぜ非公開なのか理由を求める。記録、議事録があれば公開を求める。「出席者は県が恣意的に選出した人達である」と思われても仕方ない。１回だけの討論会で何を決められるのか。</p>	<p>平成２７年１１月７日の討論会は、パブリックコメントの一環として行ったものであり、報道機関には公開しています。討論会の内容については、県ホームページに掲載します。</p>
<p>その他－３１</p> <p>「駆除」という言葉を使わないでほしい。</p>	<p>条例改正案の中には、「駆除」という言葉は用いていません。</p>
<p>その他－３２</p> <p>ふんの苦情は近所への心配り、近所の方の大らかさで対処されている場合が多い。苦情を言ってくる人に「どうかふん尿を処理してあげて下さい。」となぜ言えないのか。改正案は他人を監視し、近所の円満な心の通いを奪いかねないもの。お互いに譲り合い、折り合っとうまくやっていくのが人間社会では。苦情をいう人の意識改革も必要。</p>	<p>猫に頻繁に畑や花壇を荒らされたり、ふん尿を庭にされたり等の被害や迷惑を受けたとの苦情が保健所に寄せられています。侵害の態様や程度にもよりますが、人それぞれに受忍限度の範囲は異なります。上記のような苦情の場合、最初は仕方ないと思い、ふんの処理をしても、度重なると我慢できなくなり、いろいろな対策をとっても効果がなく、保健所に相談に来る方が多いのも事実です。猫が苦手という方もいらっしゃいますので、本当に困っておられる方々の気持ちも理解していただきたいと思います。</p>
<p>その他－３３</p> <p>間違えて飼い猫を殺処分したケースはないのですか。公務で殺処分して気が重くなりませんか、つらくないですか。殺処分業務は公務員の精神状態に悪影響を及ぼしているのではないか。</p>	<p>職員も、できることなら殺処分はしたくないと常に考えています。地域猫対策をはじめとした施策を推進し、殺処分をできるだけ減らしていきたいと考えています。</p>
<p>その他－３４</p> <p>ワースト４位を返上してほしい。</p>	<p>今回の条例改正の目的は、地域の生活環境の保全と、猫の殺処分数を削減することです。飼い主の遵守事項を設け、地域猫対策を推進することにより、できるだけ猫の引取り数を減らしていくとともに、譲渡の促進等により、猫の殺処分ゼロを目指していきたいと考えています。</p>
<p>その他－３５</p> <p>多頭飼養の届出を条例に盛り込むべき。</p>	<p>現時点においては、多頭飼育者については市町村や動物愛護推進員等からの把握に努めるとともに、生活環境の保全上の支障等の事態が生じた場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき対処できると考えています。</p>

<p>その他－３６</p> <p>交通事故に遭ったり、死んでしまった猫の対処方法について明記してほしい。</p>	<p>交通事故等で負傷した猫を発見した場合の措置は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に明記されており、所有者が分からないときは速やかに県（保健所）に連絡することにより、県（保健所）が現地に赴き収容した上で治療を施すことになっています。</p> <p>死体については、所有者が分からないときは一般廃棄物扱いとなりますので、市町村の廃棄物担当課等に連絡をお願いします。</p>
<p>その他－３７</p> <p>餌やり禁止の対象を野生動物にも広げてほしい。</p>	<p>本条例は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、必要な措置を講じるために設けているものであり、野生動物は対象外となります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、担当部局に伝えます。</p>
<p>その他－３８</p> <p>人に権限があるように書かれているが、それは間違いである。</p>	<p>本条例は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、必要な措置を講じるために設けています。本県では、動物好きの人もそうでない人も相互に理解し合える地域社会を形成し、「動物の命を大切に作る心豊かな人づくりと人と動物が共生する潤いのある社会づくり」を目指して、今後とも施策を進めていきたいと考えています。</p>
<p>その他－３９</p> <p>条例案に対して賛成強く同意する。むしろこのような条例ができるのが遅気に失したと言わざるを得ないのではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４０</p> <p>ネコ条例、大賛成です（早期実施）。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４１</p> <p>餌やり禁止条例で厳しく取り締まってください。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４２</p> <p>罰則のついた条例を作ってください。お願いします。たくさんの近所住民が困っています。絵に描いた餅にならぬように。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<p>その他－４３</p> <p>全国でもある意味、先進的な条例になり得ると思います、住民の真の理解と協力が欠かせないと感じております。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４４</p> <p>たま駅長が亡くなった途端、たまに恩返しするどころか、恩を仇で返す条例を作ろうとするとは、知事の見識を疑う。</p>	<p>たま駅長は観光のスーパースターとして絶大な人気を誇り、本県の観光振興に大いに貢献してくれました。この功績は多大なものでありますが、これも、人と猫の共生する社会の一事象であると考えます。</p> <p>一方、地域社会においては、猫に起因する苦情等が起こっていることも事実で、飼い猫の不適正な飼養に加え、野良猫への無秩序な餌やり等により生活環境に支障が生じる事態も起こっています。猫の殺処分数は、この10年間であまり減少が見られず、人口10万人当たりでは、4年連続全国ワースト4位(平成25年度257.5匹/10万人、総数2,521匹)という状況です。</p> <p>こうした状況を改善するため、県民の皆様にも、適正な飼養とマナーの向上をお願いしているところですが、現行の法令では、不適正な飼養を行っている飼い主や野良猫への無秩序な餌やりに対する具体的なルールや実効性のある規定がなく、十分に機能していません。</p> <p>そこで、約2年間に及ぶ検討を重ね、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき必要な措置を新たに条例に設けることとし、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減することを目的として、今回の条例の改正を提案しました。</p> <p>改正に当たっては、県民意見募集(パブリックコメント)を2回実施するなど、改正案の趣旨や目的、さらには今後の施策等も含めて県民にお示しし、数多くの御意見も頂いているところです。また、討論会や動物愛護推進協議会を開催するなど、動物愛護関係団体はじめ多方面の方々からの御意見も参考にしていきます。</p> <p>たま駅長の活躍に象徴されるような、「動物の命を大切に作る心豊かな人づくりと人と動物が共生する潤いのある社会づくり」を、より一層推進していきたいと考えています。</p>

<p>その他－４５</p> <p>今回、２度目のパブコメ募集で、１度目の時の反響に応えた変更をされていて、県としてこの問題に前向きに検討している。改正の趣旨が上手く伝わらなかったところも踏まえて、再度調整している。とても嬉しく思う。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４６</p> <p>見直しありがとうございます。今回の件は貴県だけでなく全国の動物愛護や環境や治安事情に関わる問題として捉えており感謝しています。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４７</p> <p>前回のパブコメを受け、餌やり原則禁止を撤回し、地域猫推進の方向に向かわれたことにとても感謝しています。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>その他－４８</p> <p>飼い主のいない猫への餌やり罰則条例の件、見直し要請の民意を真摯に受け止めていただき、感謝申し上げます。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>